

議案第69号

朝来市自転車等駐車場条例制定について

朝来市自転車等駐車場条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月26日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

市内に存する駅周辺の良好な環境確保と自転車等を利用する者の利便の増進に資するため、所要の条例を整備しようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市自転車等駐車場条例 (設置)

第1条 駅周辺の良好な環境の確保及び自転車等を利用する者の利便の増進に資するため、朝来市自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(駐車できる自転車等)

第3条 駐車場に駐車できる車両（以下「自転車等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車

(2) 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用料)

第5条 駐車場の使用料は、無料とする。

(禁止行為)

第6条 何人も、駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 自転車等を放置すること。

(2) 自転車等以外のものを係留し、又は駐車すること。

(3) 駐車場及びこれに附隨する設備並びに駐車中の自転車等を損傷し、又は汚損すること。

(4) 所定の場所以外に自転車等を駐車し、又は自転車等の駐車を妨げること。

(5) 火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の廃棄物を投棄すること。

(6) 他人に危害を及ぼし、又は公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがある行為をすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(供用の休止)

第7条 市長は、管理上の必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償)

第8条 故意又は過失により駐車場及びこれに附隨する設備を損傷し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(放置自転車等に対する措置)

第9条 市長は、駐車場内に規則で定める期間引き続き駐車している自転車等があるときは、当該自転車等の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）に対し、必

要な措置を講ずることができる。

- 2 前項の規定による措置にもかかわらず、当該自転車等に関し規則で定める期間を経過してもその所有者等から連絡がないときは、その自転車等は放置されたものとみなして撤去し、保管することができる。この場合において、市長は、その旨を告示するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により放置されたとみなした自転車等（以下「放置自転車等」という。）が駐車場の設備に鎖等で固定され撤去できないときは、当該鎖等を除去することができる。この場合において、当該除去により生じた損害に対する賠償は行わない。
- 4 市長は、第2項に規定する放置自転車等を所有者等に返還するための措置が必要であると認めるときは、関係行政機関等と協議をするとともに、その協力を要請することができる。
- 5 第2項の規定による告示の日から起算して6か月を経過してもなお当該告示に係る放置自転車等を返還することができないときは、当該放置自転車等の所有権は、市に帰属するものとする。

（事故等の免責）

第10条 市は、駐車場における事故、盗難、天災又は火災その他市の責めに帰さない理由により生じた損害については、賠償の責めを負わない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
生野駅自転車等駐車場	朝来市生野町口銀谷228番地4
竹田駅自転車等駐車場	朝来市和田山町竹田225番地2
梁瀬駅自転車等駐車場	朝来市山東町滝田237番地1
新井駅第1自転車等駐車場	朝来市新井592番地3
新井駅第2自転車等駐車場	朝来市新井588番地4
青倉駅自転車等駐車場	朝来市物部1525番地16

議案第69号資料

朝来市自転車等駐車場条例逐条解説

(設置)

第1条 駅周辺の良好な環境の確保と自転車等を利用する者の利便に資するため、朝来市自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

【解説】

本条例設置の目的を定めています。

なお、自転車等の駐車対策の総合的推進に必要な配慮をしなければならないと定めた、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）第3条の規定及び、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例で定めるとされている地方自治法第244条の2第1項を踏まえて設置するものです。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

【解説】

駐車場の名称と位置を定めています。

(駐車できる自転車等)

第3条 駐車場に駐車できる車両（以下「自転車等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車
- (2) 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車

【解説】

駐車できる車両は、自転車法の対象となる道路交通法に規定する自転車及び原動機付自転車とすることを定めています。

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

【解説】

駐車場の供用時間を定めています。供用時間は終日としています。

(使用料)

第5条 駐車場の使用料は、無料とする。

【解説】

駐車場の使用料は無料と定めています。

(禁止行為)

第6条 何人も、駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自転車等を放置すること。
- (2) 自転車等以外のものを係留し、又は駐車すること。

- (3) 駐車場及びこれに附隨する設備並びに駐車中の自転車等を損傷し、又は汚損すること。
- (4) 所定の場所以外に自転車等を駐車し、又は自転車等の駐車を妨げること。
- (5) 火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の廃棄物を投棄すること。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがある行為をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められる行為をすること。

【解説】

長期間にわたる自転車等の放置の他、公の施設として管理する上で必要な禁止行為を定めています。

(供用の休止)

第7条 市長は、管理上の必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

【解説】

駐車場の損壊や工事の実施等の際には駐車場の全部または一部の供用を休止することができる旨を定めています。

(損害賠償)

第8条 故意又は過失により駐車場及びこれに附隨する設備を損傷し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

【解説】

駐車場及びこれに附隨する設備を損傷・滅失した場合の取り扱いを定めています。原則として原状に回復するか損害を賠償しなければならないが、やむを得ない理由があるときはその限りではないと定めています。

(放置自転車等に対する措置)

第9条 市長は、駐車場内に規則で定める期間引き続き駐車している自転車等があるときは、当該自転車等の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）に対し、必要な措置を講ずることができる。

- 2 前項の規定による措置にもかかわらず、当該自転車等に関し規則で定める期間を経過してもその所有者等から連絡がないときは、その自転車等は放置されたものとみなして撤去し、保管することができる。この場合において、市長は、その旨を告示するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により放置されたとみなした自転車等（以下「放置自転車等」という。）が駐車場の施設又は設備に鎖等で固定され撤去で

きないときは、当該鎖等を除去することができる。この場合において、当該除去により生じた損害に対する賠償は行わない。

- 4 市長は、第2項に規定する放置自転車等を所有者等に返還するための措置が必要であると認めるときは、関係行政機関等と協議をするとともに、その協力を要請することができる。
- 5 第2項の規定による告示の日から起算して6か月を経過してもなお当該告示に係る放置自転車等を返還することができないときは、当該放置自転車等の所有権は、市に帰属するものとする。

【解説】

放置自転車等に対する措置について、自転車法第6条に準じて定めています。具体的には以下のとおりです。

規則で定める期間（14日間）駐車し続けている自転車等がある場合、必要な措置（警告書の取り付け）を講じることができると定めています。また、警告書の取り付けから規則で定める期間（14日間）を過ぎても所有者等から連絡が無い場合は、その自転車等は放置されたものとみなして、市で撤去・保管することができ、市はそのことを告示することと定めています。

市は、放置自転車を撤去・保管した場合、警察署等の関係機関と協議をし、当該自転車等を所有者等に返還するための措置（返還通知書の送付等）をするにあたって協力を要請することができると定めています。

市は、上記の告示から6か月が経過しても当該放置自転車等を返還できない場合は、当該放置自転車等の所有権は市に帰属することとし、ひいては市で処分をすることも可能であると定めています。

(事故等の免責)

第10条 市は、駐車場における事故、盗難、天災又は火災その他市の責めに帰さない理由により生じた損害については、賠償の責めを負わない。

【解説】

市は、市の責めに帰さない理由により生じた損害については賠償の責めを負わないことを定めています。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例に定めるもののほか、管理等に関し必要な事項について、市長が定める規則に委任することを定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

附則として、この条例の施行期日について定めています。

別表（第2条関係）

名称	位置
生野駅自転車等駐車場	朝来市生野町口銀谷228番地4
竹田駅自転車等駐車場	朝来市和田山町竹田225番地2
梁瀬駅自転車等駐車場	朝来市山東町滝田237番地1
新井駅第1自転車等駐車場	朝来市新井592番地3
新井駅第2自転車等駐車場	朝来市新井588番地4
青倉駅自転車等駐車場	朝来市物部1525番地16

【解説】

別表として、第2条で規定する施設の名称及び位置について定めています。